

平成16年秋にペット葬祭業も動物愛護法に入れて欲しいと陳情

実物はここに環境省に
行った際の証明写真が入ります。

その時の写真

私は平成16年秋に、環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室に1人でアポイントを取り、ペット葬祭業も動物愛護管理法の動物取扱業に追加してほしいとお願いに行っています。

担当者 環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室 青木 室長補佐

陳情内容

動物愛護管理法の動物取扱業にペット葬祭業追加のお願い
人も動物も死後24時間後の火葬の調査、通達のお願い

以上の2点

詳細

私は当時、ペット葬祭業が他の動物取扱業に比べ、意識、知識が大きく低下していると感じていました。例えば、動物の死体は腐敗などの問題もあり、生きている動物より危険であることが多いと考えられるにも関わらず、『動物消毒薬を使用していない、知らない』と言う所が多く、大変危惧していました。他の動物取扱業で動物消毒薬を使用していないというのは死活問題に発展してしまいます。

これらもペット葬祭業を届出制にし、動物愛護管理法の中の動物愛護精神の下で対応すれば、動物消毒薬の問題もなくなると考えていました。また届出制にすることにより、行政側の把握と、業者側には責任が発生しますので、双方向のメリットを考え要望しました。

もう一つは、『人も動物も死後24時間後の火葬』です。私は元々人間葬祭経験者です。動物の葬祭に参入した時に、動物の場合、死亡診断が無い上に、死後時間に関係なく火葬を行われているという現状を知った時「動物の死体には尊厳も何も無いのか」と大きなショックを受けました。多くが獣医師による、死亡診断すらされていないことから、死体と言えるかどうか分かりません。そして実際に蘇生の事実があることから、環境省に現状を調査して頂き、その結果をペット葬祭業者、動物病院、動物取扱業等に、通達をしてほしいと要望しました。

その後、平成17年に動物愛護管理法改正されましたが、その時も福井県にお願いし、「ペット葬祭業も動物取扱責任者研修を受けさせて欲しい」ということも言ってきました。

動物愛護管理法では限界、新法の制定

●動物愛護管理法の域を超えています

埼玉県でのペット遺体遺棄事件、ペットの移動火葬車が殺人の証拠隠滅に使用された事件(別紙参照)、板橋や八王子の住民トラブル問題等、このレベルを動物愛護管理法で対応することはもはや不可能なレベルだと思います。せいぜい私が環境省に陳情に行きました平成16年なら、まだ動物愛護管理法の枠組みに入れて頂き、業者側に動物愛護精神を根付かせる、動物取扱業の意識を持たせることにより、このような事件等は未然に防げたものもあったかもしれません。

●今、動物愛護管理法で取り組まなければならない問題

動物愛護管理法は元々生きている愛護動物を中心に作成されています(36条は除く。)そして現在、生きている動物に関する様々な問題は多岐に渡ります。20万頭を超える犬猫の殺処分数の問題、生体販売業者の深夜展示、移動販売等の問題、犬猫の親等から引き離す日齢の問題、マイクロチップ等の個体識別措置の普及の問題、虐待の明確な定義の問題等、数え上げたらきりがありません。このように課題が山積で、生きている動物の福祉の向上を進めないといけな中、ここにペット葬祭業の問題を導入することは、動物の福祉の向上の進行を遅らせる要因に繋がるものと考えます。

●各自治体がペット葬祭業まで対応出来るかどうかの問題

現在各都道府県において、動物愛護管理法を担当している部署は、動物専門ではない場所も多く存在します。それらは、薬事、食品、衛生等と兼務でされています。その中で、火葬や埋葬等の問題を抱えるペット葬祭業を職務範囲に入れ、ダイオキシン、大気汚染、臭気等の問題、火葬炉の再燃室、集塵機、燃焼温度等の問題等を考慮し、本当に規制や監視が出来るかどうかは疑問に思います。生体施設もまだまだ多く問題を抱えています。

●動物愛護管理法では核心に触れていません

動物消毒薬等の人と動物の感染症の問題や、動物愛護精神、ペット葬祭業者の数を把握する上では、動物愛護管理法で十分だと思います。しかしペット葬祭業は、火葬や遺骨の問題が多く取り上げられることから、結局核心にはあまり触れておらず、真の規制とは言えません。そこで動物愛護管理法の部分的なもの、火葬と遺骨の規制を合わせた『動物の火葬埋葬法』(新法)の制定が望まれます。

●様々なことを考慮し動物火葬は許可制

動物火葬は800度以上の高熱で行うため、大変危険です。関係法令の例として、悪臭防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等がありますが、この辺も十分に参考にしなければなりません。人間の場合は、都道府県知事等の許可を受けた施設でしか火葬を行うことは出来ません。周辺住民や環境問題を考えると、動物火葬も同じにすべきと考えます。

●最初から動物愛護管理法改正の対象に入っていましたか？

今回、埼玉県のペット遺体遺棄事件があったため、動物愛護管理法の改正の議論にペット葬祭業が入ってきたように感じます。それ以前に、ペット葬祭業者業界の中で「動物愛護管理法に盛り込むべき」と声をあげていた人はいましたか？環境省始め、議員さん、動物取扱業者等の中でもいましたか？ここは埼玉県のペット遺体遺棄事件にとらわれず、ペット葬祭業者の現実を見て頂き、動物愛好家の目線に立ち、本当にこのレベルが動物愛護管理法の規制でいいかどうかを真剣に考えて頂きたいと思います。「とりあえず動物愛護管理法」この考えは、真の規制と言えないと思います。

国民側、業者側が真の規制を望んでいます

●代表的な調査が示しています

平成 22 年 11 月 1 日 発表 内閣府『動物愛護に関する世論調査』

2-(5) ペットの死体の処分方法

一般的に飼っている犬や猫が死んでしまった場合、死体の処理をペット葬祭業者に依頼しようと思うか聞いたところ、「思う」と答えた者の割合が 62.2%

3-(2) 動物愛護管理政策に対する要望

第2位 「ペットを取り扱う業者に対する規制や指導を強める」 47.9%

2010 年 6 月 25 日 発表 ペット保険大手のアニコム損害保険株式会社による『ペットを取り巻く法令に関する意識調査』調査

『整備が必要だと思う法令』という質問に対し、

- 1 位 ペット(生体)の販売に関する法令 3258 人(72.8%)
- 2 位 殺処分に関する法令 2984 人(66.7%)
- 3 位 火葬・埋葬に関する法令 2696 人(60.3%)
- 4 位 ペットフード関連の法令 2096 人(46.9%)
- 5 位 糞尿の処理に関する法令 2029 人(45.3%)

これらの調査一つ取りましても、ペット葬祭業や、その法整備の関心の高さが伺えます。

●埼玉県のペット遺体遺棄事件の残した爪痕

平成22年4月に発覚した埼玉県のペット遺体遺棄事件は、日本中に大きな衝撃と深い悲しみを与えました。あまりにも残忍な犯行でした。10年以上に渡り行われ、現在分かっているだけでも、500体以上の遺骨が発見されています。この被害者の方々に設立された「伴侶動物死体遺棄、被害者の会」は今でも、死別の悲しみと遺棄された悲しみの「二重の苦しみ」と戦っている方もいます。又、犯人とは民事裁判でも戦っています。

この事件は動物愛好家はもちろん、普段動物に関心がない人にまで大きな影響を与えました。日夜動物愛護の普及啓発に取り組み、少しずつ動物愛護精神を高めてきた方々にとっても、大きな痛手となりました。

テレビから流れる残忍な犯行現場の映像は、現在においても脳裏から離れない方も多いのではと思います。世間を震撼させた大事件の凶悪犯の多くが、動物虐待からスタートし、大事件へと発展しているというデータがあります。今回の事件も同じようなことが充分考えられます。数時間前まで、数日前まで我々と同じように生きていた動物を、高い崖から遺棄する行為は虐待以上のものとも考えられます。ペットの移動火葬車が殺人の証拠隠滅に使用された事件も同じです。これらを考えますと、これらは国民生活を脅かすレベルの問題と言っても過言ではありません。真の規制により、このような事件を二度と無くし、安全安心の国民の生活を考える上でも、一刻も早い対応を望まれます。

●意識の高いペット葬祭業者は一刻も早い法規制を望んでいます

全国に約700社(ペット葬儀・霊園ネット調べ)あると言われているペット葬祭業者の中には、悪質だったり、近隣の住民と問題を抱えていたりする業者が存在するのも事実です。その一方、**子供さんの命の情操教育の一環である学校飼育動物を、獣医師会や教育委員会と連携し、無料火葬や参拝場の提供を行っている業者や、動物愛護週間行事に参加し動物愛護の普及啓発に取り組む業者、東日本大震災における緊急災害時動物救援本部と連携し被災動物の無償火葬の実施をする業者、自らに厳しい自主規制をかける業者等があります。葬祭行為自体も明確なシステム、料金、死別の悲しみを軽減する対応等、その地域において非常に評価の高い業者もあります。**しかしこれらの業者も、埼玉県のパット遺体遺棄事件始め、その他のパット葬祭業者による問題、事件等が起きる度に、業界自体が低く見られてしまい大変残念な思いしています。法規制がないことも低く見られてしまうことに拍車をかける形となっています。人間で言う火葬埋葬の許可制を、パットの場合も同じようにして頂き、一部の悪質な業者等を無くして頂きたいと思います。

●とりあえずの規制は望んでいません

埼玉県のパット遺体遺棄事件が起こり、パット葬祭業も動物愛護管理法改正の対象に顔を出すようになったように思えますが、それ以前にも火葬直後に高額な金額を請求し、利用者が拒否をすると「火葬を途中で中断する」と脅迫したパットの移動火葬車業者(資料参照)、近隣住民の理解を得られないまま、悪臭を放ち、爆発事故の危険性やダイオキシン発生のおそれ等の問題を持ちながら火葬を続ける業者等、このような問題は数え上げたらきりがありません。これらは調査して頂くと、流れはご理解頂けると思いますが、実際には埼玉県のパット遺体遺棄事件以前に法規制が必要だったと思います。

又、関東を中心にパット霊園条例が多く存在しています。この条例制定の背景には、ある地域に新たにパット霊園が建設され、周辺住民はそれに気づき慌てて調査しますが、パット霊園には規制がないことを知り、大きな労力を使い反対運動を起しますが、規制がないものはどうすることも出来ず、打つ手がないというのが現実です。そして、厳しい規制を盛り込んだ条例を施工し、新たなパット霊園の建設のハードルを高くし、進出を厳しくするという流れがほとんどです。しかしこれらの多くは条例が後手に回っていることが多いです。これらの背景も踏まえ、まずは法律を持って厳しい規制が望まれます。

坂川逸海